

肝付町学校教育DX推進支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

肝付町立小・中・義務教育学校における、ICT機器等を活用した質の高い授業や個に応じた学習指導の充実を図るため、小・中・義務教育学校に専門知識を持ったICT支援員を派遣し、教員へのICT機器等を活用した授業支援及びICT研修実施により、教員の指導力向上及び児童生徒の主体的な学び支援を目的とする。

2. 業務概要

業務名	肝付町学校教育DX推進支援業務委託
選定方法	公募型プロポーザル方式
業務内容	学校教育における情報通信技術（ICT）の活用を推進し、教員の指導力向上及び児童生徒の主体的な学びを支援するため、以下の業務を行う。 （１）学校訪問によるICT支援 （２）教員向け研修の企画・実施 （３）ICT機器の活用補助・運用管理 （４）障害（トラブル）発生時の1次対応 （５）各種アカウント（県・町・学習用ID等）の管理・運用保守
委託期間	令和8年9月1日から令和9年3月31日まで
業務場所	町立小・中・義務教育学校10校
提案上限額	本業務委託料の提案上限額は、2,200,000円（消費税及び地方消費税込み）とする。 ※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。 ※ この契約締結期間中において税法の改正により消費税等の税率が増減した場合は、改正税法施行日以降における増減後の税率により計算した業務委託料額とする。

3. 参加資格要件（受託要件）

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （１）法人格を有していること。
- （２）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく肝付町の入札参加制限を受けていないこと。
- （３）本町の入札参加資格審査入札参加者名簿【委託業種】に登録されている者、又は企画提案書の提出期限までに登録【委託業種】が完了する見込みの者であること。
- （４）鹿児島県内の小中学校における「GIGAスクール構想」に関連するICT活用支援及び教員研修等の業務受託実績があり、現在も同様の業務を受託していること。
- （５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- （６）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- （７）直近3ヶ月の税金（市町村税・法人税・消費税及び地方消費税等）に滞納がないこと。
- （８）肝付町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員でないこと。

4. 業務要件

受託者は、以下の要件を満たしながら業務を履行しなければならない。

- (1) 学校訪問の頻度は、1校あたり月1回以上（1回あたり3時間以上：移動時間は含まない）とすること。
- (2) 訪問日以外にも迅速に対応できるよう、電話・メール等によるヘルプデスクを設置すること。
- (3) 業務実施について、学校への訪問計画・日報・月報・年報を作成し、遅滞なく本町教育委員会教育総務課に提出すること。
- (4) 業務にあたる者（ICT推進員等）は受託業務を円滑に履行できるよう、本町の学校ICT環境を理解し、ICT機器の操作・活用・管理方法に関する十分な知識・経験を有すること。
- (5) 文部科学省教育情報セキュリティポリシーガイドライン、地方自治法（昭和22年法律第67号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、業務上知り得た秘密を遵守すること。

5. 実施スケジュール

円滑な業務開始に向け、以下のスケジュールで選定を行います。

日程（予定）	手続き項目	備考
6月15日（月）	実施要領の公表（公募開始）	肝付町ホームページに掲載 ※様式はダウンロードしてください。
6月26日（金）	質問書の提出期限	
7月 3日（金）	質問書への回答	
7月 8日（水）	参加表明書・誓約書の提出期限	
7月17日（金）	企画提案書・見積書の提出期限	
7月28日（火）	第1次審査（書類審査）結果通知	提案多数の場合のみ実施
8月 5日（水）	第2次審査（プレゼンテーション）	
8月12日（水）	優先交渉権者の決定・通知	
8月中旬	契約締結交渉・仕様確定	
8月下旬	契約締結・引き継ぎ期間	
9月 1日（火）	業務開始	

6. 提出書類

参加を希望する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

(1) 質問書の提出について

提出書類 質問書（様式第3号）

提出期限 令和8年6月26日（金）午後5時必着

提出方法 電子メール

※電子メール送信後は、送信した旨の連絡を電話にて行うこと。

回答 令和8年7月3日（金）までに、質問者にメールで回答する。

(2) 参加表明書・誓約書の提出について

提出書類 ①プロポーザル参加表明書（様式第1号）

②会社概要書（様式第2号）

※鹿児島県内でのGIGAスクール関連業務の受託実績を必ず記載すること。

③誓約書（様式第5号）

提出期限 令和8年7月8日（水）午後5時必着

提出方法 正本1部を持参又は郵送、電子データ（PDF）をメール送信する。

(3) 企画提案書・見積書の提出について

提出書類 ①企画提案書（鑑は様式（様式第4号）。他は任意様式。）

※ 前記「2. 業務内容」及び「4. 業務要件」を考慮した上で、「8. 選定方法（評価基準）」記載の評価項目（1）～（4）に沿った企画提案としてください。評価項目（5）の記載は不要です。

②見積書（任意様式）

提出期限 令和8年7月17日（金）午後5時必着

提出方法 正本1部を持参又は郵送、電子データ（PDF）をメール送信する。

7. 第2次審査（プレゼンテーション）

(1) プレゼンテーション

実施日時 令和8年8月5日（水）午後3時00分【予定】

審査会場 肝付町役場婦人研修室

実施方法 対面又はオンライン

提案説明 1者40分以内（企画提案30分、質疑応答10分）

その他 提案説明の順番は、参加表明書提出順とする。

プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書等を使用すること。（当日の資料追加は認めない。）

出席者は1者3人までとする。

実施日時等変更の場合は、別途連絡する。

説明に必要な機材は各自準備すること。（会場の電子黒板は使用可。）

(2) 審査結果の通知

通知日時 令和8年8月12日（水）【予定】

その他 優先交渉権者、次点者及び不採用を電子メールで通知する。審査結果の意義申し立ては一切認めない。

8. 選定方法（評価基準）

本町教育委員会が設置する「プロポーザル審査委員会」において、提出された書類及びプレゼンテーションを基に、以下の評価項目を総合的に評価し、最高得点者を優先交渉権者として選定する。

前記「2. 業務概要」の提案上限額を超える見積書の提案があった場合は失格とする。

評価項目	審査基準
(1) 実施体制・人員配置	①業務責任者及びICT支援員の経歴、資格、専門性 ②十分な人員が確保されているか ③トラブル発生時（緊急時）の対応 ④教育総務課との連絡体制（情報共有）
(2) 提案内容の具体性	①本町学校のICT環境を理解しているか ②学校訪問によるICT支援の内容（学校訪問の回数・時間等） ③教員の指導力向上につながる提案がなされているか
(3) 実績・信頼性	①他自治体における学校教育DXや教育ICT支援業務の受託実績 ②情報セキュリティ対策や個人情報取扱い基準が徹底されているか
(4) ヘルプデスク・障害対応（1次対応）	①教職員からの問合せに対する受付窓口（時間・手段）や対応手順が迅速かつ柔軟か ②ICT機器やネットワークの障害発生時における、1次対応が具体的に示されているか
(5) 経済性	①見積金額が、予算上限額の範囲内において適切かつ競争力があるか

9. 契約

契約に際して、企画提案事項は必ず実施することとし、契約の協議調整を行い合意が得られた時点で、見積書を徴して随意契約により契約を締結する。

また、審査の対象者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が本事業の受託者に適していると認められる場合は、その者を優先交渉権者とし随意契約により契約を締結する。

10. その他

- ・本プロポーザルに要する提出作成経費や旅費等の必要諸経費等は、提案者の負担とする。
- ・提出書類は、事業者選定以外の目的に使用しないものとする。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合、また、その他の不正行為をした提案者は失格とする。
- ・参加表明書提出後に本プロポーザルの提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・失格条項等
 - 次の各号に該当する場合は棄権若しくは失格とみなし、審査の対象より除外する。
 - (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかった場合
 - (2) 虚偽の内容が記載されている場合
 - (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

11. 本プロポーザルの中止

緊急やむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本町へは請求できないものとする。

12. 本実施要領の効力

本実施要領は公告日から適用し、選定事業者との契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。

13. 事務局（提出先）

肝付町教育委員会教育総務課

住所 : 〒893-1206 鹿児島県肝属郡肝付町前田1020番地

電話 : 0994-65-8425

電子メール : kkanri@town.kimotsuki.lg.jp

肝付町長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

プロポーザル参加表明書

肝付町学校教育DX推進支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領を承諾の上、参加を表明します。

なお、参加表明にあたっては、参加資格条件に定められた資格を有する者であること、また、本参加表明書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1. 業務名 肝付町学校教育DX推進支援業務委託
2. 添付書類 会社概要書（様式第2号）
3. 連絡先

担当部署	
担当者 職・氏名	
電話番号	
Eメール	

様式第2号

会社概要書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

印

【会社概要】

設 立		資本金	
所在地			
組織体制、 主な事業内容			

※上記内容を包括しているものであれば、任意の様式を使用してもよい。

様式第3号

様式第4号

企 画 提 案 書

業務名 肝付町学校教育DX推進支援業務委託
契約期間 令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

標記業務の企画提案書（正本1部、電子データ（PDF））を提出します。
なお、本提案書については、事実と相違ないことを誓約します。
また、提案書作成等に要する一切の費用は、当社が負担します。

令和 年 月 日

肝付町長 様

（提出者）

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

（担当者）

部 署 名
氏 名
電 話
E メール

様式第5号

誓約書

このたびの参加表明を行うにあたり、次の事項について誓約します。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく肝付町の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 鹿児島県内の小中学校における「GIGAスクール構想」に関連するICT活用支援及び教員研修等の業務受託実績があり、現在も同様業務を受託していること。
- (6) 税金（市町村税・法人税・消費税及び地方消費税等）に滞納がないこと。
- (7) 肝付町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員でないこと。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

印